

和名ケ谷スポーツセンター物販等自動販売機設置事業 仕様書

1 目的

本書は、和名ケ谷スポーツセンター物販等自動販売機設置事業を行う事業者（以下「事業者」という。）が、業務を行うことを前提に自動販売機区画の貸付を受けるに当たり、条件等を定めるものです。

2 使用物件

- (1) 場所 松戸市和名ケ谷1360番地
和名ケ谷スポーツセンター

(2) 用途及び面積

物販自販機1台・飲料自販機または食品自販機5台、計6台及びゴミ箱の合計面積とします。協議により増減を可能とします。

3 設置条件

自動販売機区画は当センターが下記の条件で事業者に貸し付けます。事業実施に向けた整備は、事業者の責任により行ってください。費用についても同様に事業者の負担となります。その他、修繕・設備・什器・備品等については松戸市は一切負担しません。

(1) 電気設備

松戸市が用意する単相100V、20Aコンセントを使用させていただきます。

(2) 自販機設置条件

ア 指定の設置予定箇所に物販等自販機を設置してください。

イ ゴミ容器は、自販機1台につき1個以上設置することとし、缶、ペットボトルなどの種類ごとに分別できるようにしてください。

ウ ユニバーサルデザインを取り入れた自販機を1台以上設置してください。

エ 自販機の設置にあたっては、省エネタイプを設置し、日本工業規格(JIS)及び業界自主基準に準拠した震災対策、転倒防止対策を行ってください。

4 運営条件

(1) 営業に伴う関係法令上の手続き

営業に伴う関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、全て事業者の負担において行ってください。

(2) 商品等の搬出入

商品等の搬出入は、2階（地上階）出入口を用いることとし、あらかじめ松戸市と協議の上、決まった時間により実施してください。

(3) 廃棄物の回収

廃棄物の回収は、あらかじめ松戸市と協議の上、決まった時間及び経路等により、事業者の責任で行ってください。

また、廃棄物の分別を適正に実施するとともに廃棄量を把握し、廃棄物の抑制と再資源化の促進に努めるようにしてください。

(4) 衛生管理等

清潔保持及び衛生管理に十分注意を払うとともに、食品を扱う場合等、必要に応じて食品細菌検査を実施するなど常に衛生管理を徹底し、事故防止に努めてください。

(5) 張り紙、看板等の設置

使用許可を受けた場所以外での張り紙及び看板等の設置は原則として認めませんが、当センターの他の掲示物等との一体性を保つと認められる場合は、松戸市と事前に協議した上でこれを許可する場合があります。

(6) 緊急時の対応

事故や犯罪若しくはこれらに準じる事態が発生した場合は、利用者への影響回避を最優先として適切に対処してください。また、発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法等をまとめ、松戸市に報告してください。

なお、事故や犯罪発生時の連絡体制を書面にて予め松戸市に提出してください。

(7) 自販機管理の条件

ア 事業者は、自動販売機の管理に必要な一切の業務（フルオペレーション業務）を行い、商品の補充、売上金の回収、釣銭の補充等は事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫管理を行ってください。

イ 自動販売機の商品構成は、設置場所の特性や季節等を踏まえ、常に利用者のニーズに応えるべく対応するものとし、多品種、多品目により構成するよう努めてください。なお、酒類の販売は禁止します。

ウ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、事業者の責任において対応するとともに、自販機本体に販売管理会社の名称及び故障時等の連絡先を明記してください。

5 損害賠償等

(1) 事業者は、その責に帰すべき理由により使用物件及び当センターの全部又は一部を滅失または毀損したときは、当該滅失又は毀損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこととします。ただし、事業者の負担により原状回復した場合は、この限りではありません。

- (2) 前号に定める場合のほか事業者は、本仕様書に定める義務を履行しないため当センターに損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払うこととします。
- (3) 第三者に生じた事故が松戸市の責に帰さない事由による場合は、事業者がこれを補償します。
- (4) 地震等の災害により、売店等区画の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、売店等整備に係る責任区分に応じ、松戸市又は事業者が速やかな復旧に努めることとし、復旧に係る経費は、その責任区分によって復旧に当たった者の負担とします。
- (5) 利用者とのトラブル等は迅速かつ誠実に対応し、速やかに松戸市に報告することとします。なお、松戸市は、当市の責に帰すことが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては一切の責任を負いません。

6 原状回復

契約期間満了後は事業者の負担において原状に回復することとしますが、原状回復により当センターの運営上において支障が認められる場合には別途協議します。

7 禁止事項等

- (1) 事業者は、貸付物件を自動販売機の設置以外の用途に供してはいけません。また、貸付物件は、最善の注意をもって維持管理してください。
- (2) 業務従業者等が通勤を目的として当センターの駐車場を使用することはできません。

8 運営にあたっての留意事項

- (1) 当センター管理上の諸規則その他法令など規則等を遵守してください。
- (2) 業務従事者は、清潔感のある身なりで業務に当たるとともに、利用者に対しては親切丁寧な接遇に努めてください。また、事業者は、これを遵守するため積極的な接遇研修の啓発、実施に努めてください。
- (3) 個人情報保護及び守秘義務を徹底してください。
- (4) 商品及びサービス等について改善すべき事由が生じた場合には、松戸市と協議し、速やかに必要な措置を講じてください。
- (5) 自動販売機の周辺の整理整頓に心がけ、周囲の清潔の保持に努め、当センターの美観、衛生環境を損なわないようにしてください。
- (6) 毎月、前月分の売上実績額及び電気使用量、松戸市が求める定期報告を行ってください。
- (7) 自動販売機には、事業者や提供商品と関係のない広告その他掲示物を掲示しないでください。
- (8) 自動販売機の運営や提供商品に係る問い合わせ又は苦情等については、

事業者の責任において誠意をもって対応し、その内容及び対応の状況を遅滞なく松戸市に報告してください。

- (9) 電気設備点検等のため、事前に連絡の上、停電作業を実施する場合があります。その際は、松戸市の指示に従ってください。
- (10) 自動販売機の営業に関し松戸市が事業者との協議を必要とする場合には、速やかに対応してください。

9 和名ヶ谷スポーツセンターの概要

(1) 住所 松戸市和名ヶ谷1360番地

(2) 建物の概要

ア	建築面積	4,656.35㎡
イ	延床面積	9,026.76㎡
ウ	階数・構造	地上3階・RC構造（※2階が出入口階となります）
エ	休館日	第3月曜日（ただし祝日の場合は翌日が休館） 年末年始：12月29日から1月4日まで休館 （ただし温水プールは1月5日まで休止）